

# フランシスコ訪問看護ステーション 重要事項説明書

## 1 事業者の概要

事業者の名称 宗教法人聖フランシスコ病院会  
代表者名 代表役員 山脇 守  
事業所の名称等 フランシスコ訪問看護ステーション

①実施するサービス	訪問看護
②指定番号	(介護保険法) 4270190063 (健康保険法) 0190063
③所在地	〒852-8125 長崎県長崎市小峰町9番20号
④電話番号	095-846-1888 (代) 095-844-8226 (直)
⑤e-mail	houmon@sfh.or.jp

## 2 事業の目的および運営の方針

フランシスコ訪問看護ステーションでは高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法および介護保険法の基本理念に基づき、御利用者各位の有する能力に応じ、自立した生活を営むための適切な訪問看護サービスを実施いたします。

看護の実施にあたっては、御利用者各位の意思を十分に尊重した上で、居宅介護支援専門員、関係市町、その他の保健・医療・福祉サービスとの連携に努め、相互の協力と理解のもとに適切な運営を図ることといたします。

## 3 事業所の職員体制

管理者 ●本多啓子（看護師）  
管理者は所属職員を指導管理し、関係機関との連携を図り、緊急時の対応をするなど適切な事業の運営が行われるよう総括します。

訪問看護職員 ●看護師 5名以上 理学療法士 1名以上を配置しています。

#### 4 営業日および営業時間

営業日 ●月曜日から土曜日午前まで。

国民の祝日、8月15日、12月25日、12月30日～1月3日を除く

営業時間 ●午前8時30分から午後5時まで

ただし、緊急に対応が必要な件に関してはこの限りではありません。

#### 24時間対応体制

当ステーションでは夜間や休日も看護職員と直接連絡が取れる体制を整えています。病状の変化に対する相談や、必要に応じて臨時訪問看護を実施いたします。

**連絡先** 095-844-8226（夜間は転送になります）

\* 日中不在時は①090-4488-5401

②090-1166-7307

- ・夜間や休日等、看護師は自宅で待機しています。
- ・臨時の訪問に際しては到着までに通常より時間がかかる場合があります。

#### 5 訪問看護の内容

- ① 療養生活の相談・支援
- ② 病状や健康状態の管理、医師への報告
- ③ 医療処置の実施や治療上の看護（例：注射、点滴、吸引、服薬管理、経管栄養、床ずれの手当、チューブ類の交換や管理、傷の処置、検査など）
- ④ 苦痛の緩和と看護（例：服薬の調整や使用のタイミング 体位の工夫など）
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 家族の相談と支援
- ⑦ 住まいの療養環境の調整と支援
- ⑧ 他の介護サービスや関係機関との連絡調整、情報提供
- ⑨ 認知症の方の看護
- ⑩ 精神障がいの方への看護
- ⑪ エンドオブライフケア、人生の最終段階の方への看護
- ⑫ 在宅移行支援（例：退院時カンファレンスへの参加や退院時共同指導、退院に向けた一時的な外泊支援）
- ⑬ その他必要に応じた看護

## 6 利用料、その他の費用 (料金表 別紙参照)

- ご利用に際し、診療報酬および介護報酬に基づいた自己負担分を申し受けます。また、医療保険に基づく訪問看護を実施した場合には別途交通費を申し受けます。
- 訪問看護は各種、公費医療負担制度の対象です。対象の方はお申し出ください。
- 集金は、原則として翌月10日までに前月分を一括して請求させていただきます。振込でのお支払いをご希望の方は、お申し出ください。別途ご案内いたします。(振込み手数料はご負担下さい)
- 利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うように勧告したにも関わらず、10日以内に支払がない場合にはサービスを終了させていただくことがあります。

## 7 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は以下の長崎市の中学校区の区域です。  
山里中学校 西浦上中学校 三川中学校 岩屋中学校  
滑石中学校 緑ヶ丘中学校 淵中学校

## 8 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護方針」「個人情報の利用目的」(別紙)に従い、万全の体制で取り組みます。  
お預かりした個人情報は業務以外のことには使用いたしません。

## 9 サービスの中止

訪問看護はいつでも中止することができます。  
入院や施設入所となった場合、または症状が改善し必要がなくなった際には、お申し出ください。

## 10 事故発生時の対応

当ステーションでは安全な看護の提供のため、全職員が医療事故発生防止に努めます。万が一事故が発生した場合には、利用者の安全の確保に全力を尽くし、速やかに主治医等へ報告いたします。

## 11 苦情申し立て窓口 苦情処理の体制

苦情は下記にて承ります。

① 担当者	本多啓子
② 窓口の電話番号など	電話 095-846-1888 (代) 095-844-8226 (直) FAX 095-844-5900 e-mail houmon@sfh.or.jp
③ 受付時間	平日 9:00～17:00

- 介護保険サービスへの長崎市および国保連合会の相談窓口  
長崎市介護保険課サービス調整班 電話 095-829-1163  
長崎県国保連合会介護保険課 電話 095-826-7293

## 12 暴力やハラスメントへの対応

利用者または家族より、事業所または職員に対する暴力・暴言・威嚇・セクシャルハラスメント・モラルハラスメントおよびそれと同等の行為により適切な訪問看護の継続が困難であると判断できる場合、こちらからサービスを中止する場合がございます。

### 13 人権擁護、虐待防止、身体拘束等防止について

- ①事業の運営に当たり、利用者の人権の擁護や虐待防止、身体拘束等の不適切行為を禁止するために必要な体制の整備（委員会の設置と定期的な開催）を行うとともに、従業員に対し、虐待の発生又はその再発を防止する目的で、定期的な研修を実施いたします。
- ②従業員に対する苦情・相談窓口は管理者が担当いたします。何かあればご連絡をお願いいたします。
- ③擁護者（家族・親族・同居人等）による虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。

### 14 業務継続計画策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問看護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。また職員への定期的な研修を実施し、必要に応じ計画の変更を行います。

### 15 衛生管理について

- ①全職員に対し、毎年健康診断を実施し、健康状態を確認したうえで業務に従事させています。
- ②感染症防止のため訪問看護に必要な消毒液、マスク、手袋等の備品・消耗品は事業所において準備しています。
- ③感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年 2 回開催し、全職員に周知します。
- ④感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。（聖フランシスコ病院内の感染症対策マニュアル参照）
- ⑤感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 16 その他

- ① 介護保険の申請後、正式な認定が行われるまでの間のサービスも1割負担で受けることができます。  
ただし、正式な認定の結果、サービスの総額が支給限度額を超えた場合の料金は、全額自己負担となりますので、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）と十分ご相談ください。
- ② 感染予防目的のため手洗いを行います。（洗面所をお借りします。）
- ③ 当ステーションは、各機関の実習施設となっており、実習生との同行訪問をご依頼する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- ④ 職員に対する謝礼や訪問時の茶菓等のお心遣いは、固く辞退申し上げます。
- ⑤ 当ステーションは「訪問看護事業者総合保障制度」に加入しております